

2023年5月10日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 元取締役らによる新株予約権無償割当の差止仮処分命令申立て 却下に対する即時抗告の棄却決定に関するお知らせ

当社は、2023年5月2日付「(開示事項の経過) 新株予約権無償割当の差止仮処分命令申立て却下に対する元取締役らによる即時抗告に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、現在手続き中の新株予約権の無償割当の差止仮処分命令の申立てを却下する旨の決定が東京地方裁判所においてなされ、元取締役ら申立人は、同日付で当該却下決定に対する即時抗告(以下「本件抗告」といいます。)を行いました。東京高等裁判所において、本件抗告を棄却する決定(以下「本棄却決定」といいます。)がなされ、本日、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本棄却決定に至った経緯

2023年5月2日付「(開示事項の経過) 新株予約権無償割当の差止仮処分命令申立て却下に対する元取締役らによる即時抗告に関するお知らせ」でお知らせしました通り、当社が現在進めております株主割当による新株予約権の無償発行の手続き(以下、「本件ファイナンス」といいます。)に対し、元取締役らから、新株予約権無償割当の差止を求める仮処分申立てが行われましたが、東京地方裁判所により、申立てを却下する旨の決定がなされ、これを不服として、元取締役らは、東京高等裁判所に対し即時抗告の申立てを行いました。

本件抗告に対し、東京高等裁判所は、本件ファイナンスについては、現経営陣の支配権を強化することを主要な目的とするものであるとは認められないこと、また、現経営陣が一般株主と比較してリスクを負っておらず不平等であるとは認められないことから、元取締役ら抗告人の主張はいずれも採用することができず、著しく不公正な方法により行われる場合に該当するとは認められないとし、抗告人らの申立てを却下した東京地方裁判所の決定は相当であり、本件抗告をいずれも棄却することを決定し、本日、当社は、本棄却決定の決定書を受領しました。

2. 本件抗告を起こした者

福田 道夫(当社元代表取締役)
野崎 正徳(当社元取締役)

3. 本棄却決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本棄却決定を行った裁判所
東京高等裁判所
- (2) 本却下決定があった年月日
2023年5月9日

4. 本棄却決定の内容

- (1) 本件抗告をいずれも棄却する
- (2) 抗告費用は、抗告人らの負担とする

5. 今後の見通し

本棄却決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。

現在、当社は経営再建の途上であり、特設注意市場銘柄の指定解除に向け内部管理体制の改善、債務超過解消による上場廃止懸念を解消することが喫緊の課題であります。債務超過解消に向けては株主・投資家の皆さまからの支援が必要不可欠な状況です。本件ファイナンスの実施により、財務基盤を整え、安定した事業運営を行っていくこと、さらには成長戦略を実行していくことが株主価値の維持・向上につながるものと考えております。

本件ファイナンスは、この度の裁判所の決定のとおり、適法かつ適当なものであり、当社といたしましては、日程や内容を変更することなく、本件ファイナンスを実行してまいります。

なお、現段階では、本棄却決定による当社の業績に与える影響はないものと判断しております。改めて開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上